



福岡県医師会第1439号（地）
平成18年10月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、「公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）施行規則の一部を改正する省令（平成18年環境省令第29号）」及び「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」の一部が改正され、それぞれ平成18年10月1日から施行されました旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正内容は下記のとおりです。公健法において療養病床に入院する者の入院中の食事の提供に関しては、健康保険法等に規定する生活療養の対象者であっても健保の食事療養の例により算定しますので、文言の変更のみで実質的に内容の変更はなく従前どおりです。（生活療養ではなく食事療養）

記

【公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正】

1. 健保法で平成18年10月1日より特定承認保険医療機関が廃止されたことに伴い、公害医療機関として環境省令で定めるものから特定承認保険医療機関を削除した。（特定承認保険医療機関⇒保険医療機関）

【公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正】

2. 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行う。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・蒲池 壽

【入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定】

3. 公健法の認定患者が療養病床に入院する場合にあつては、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、健保の食事療養の例により算定した額に1.2を乗じた額を食事療養に係る診療報酬額とする。

『参考：食事療養の例』（生活療養ではなく食事療養）

入院時食事療養に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養

1	入院時食事療養（Ⅰ）	640円（1食につき）
2	入院時食事療養（Ⅱ）	506円（1食につき）

【入院料の算定】

4. 公健法の認定患者が療養病床に入院する場合の入院料の算定は、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、一般病棟入院基本料により算定する。

【「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正】

5. 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項については、上記の改正に伴い、記載要領のⅠの第2の2（14）食事欄の文言整理が行われた。

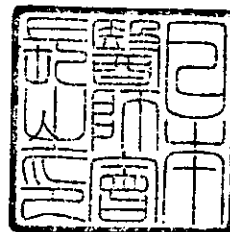
日医発第754号(保139)

平成18年10月17日

都道府県医師会会長殿

日本医師会長

唐澤 祥



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、「公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）施行規則の一部を改正する省令（平成18年環境省令第29号）」及び「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」の一部が改正され、それぞれ平成18年10月1日から施行されました。これらの改正内容は下記のとおりであります。公健法において療養病床に入院する者の入院中の食事の提供に関しては、健康保険法等に規定する生活療養の対象者であっても健保の食事療養の例により算定しますので、文言の変更のみで実質的に内容の変更はなく従前どおりであります。（生活療養ではなく食事療養）

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

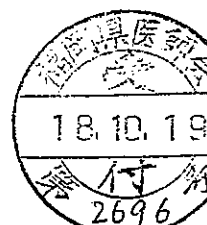
記

【公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正】

1. 健保法で平成18年10月1日より特定承認保険医療機関が廃止されたことに伴い、公害医療機関として環境省令で定めるものから特定承認保険医療機関を削除した。（特定承認保険医療機関⇒保険医療機関）

【公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正】

2. 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行う。



【入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定】

3. 公健法の認定患者が療養病床に入院する場合にあっては、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、健保の食事療養の例により算定した額に1.2を乗じた額を食事療養に係る診療報酬額とする。

『参考：食事療養の例』（生活療養ではなく食事療養）

入院時食事療養に係る食事療養及び入院時生活療養費

に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養

1	入院時食事療養(I)	640円(1食につき)
2	入院時食事療養(II)	506円(1食につき)

【入院料の算定】

4. 公健法の認定患者が療養病床に入院する場合の入院料の算定は、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、一般病棟入院基本料により算定する。

【「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正】

5. 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項については、上記の改正に伴い、記載要領の1の第2の2(14)食事欄の文言整理が行われた。

(添付資料)

- 官報（平18.9.29第4433号）
 - ・公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第29号）
 - ・公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する告示（環境省告示第133号）
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について（平18.9.29環企発第060929001号環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長）

3. 「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

(平18. 9. 29環企発第060929002号環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 航空機燃料費と税法施行規則の一部を改正する省令(総務一三三)
- 刑事確定訴訟記録法施行規則の一部を改正する省令(法務七五)
- 証人等の被審についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七六)
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部科学三八)
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十三条の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令(農林水産八〇)
- 一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令(経済産業八九)
- 経済産業省組織規則の一部を改正する省令(同九〇)
- 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令(同九一)
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令(同九二)
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業・環境九)

(規 則)

- 振動規制法施行規則の一部を改正する省令(環境二八)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二九)
- 環境省組織規則の一部を改正する省令(同三〇)
- 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令(同三一)

- 警察表彰規則の一部を改正する規則(国家公安委二六)

(告 示)

- 天皇皇后両陛下は第二十六回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件(宮内庁九)
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三條第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及びひん度を定めた件の一部を改正する件(防衛施設庁八)
- 社債登録簿機関を指定する件(金融庁・法務一三)
- 社債等の振替に関する法律第四十四條第一項第十五号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務二二)
- 共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件(総務五一〇)
- 航空機燃料費と税法第一條第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件(同五一)
- 特別とん積与税法第一條第二項の市町村を指定する等の件の一部を改正する件(同五二)

- 特別とん積与税法施行規則第二條の規定による平成十八年度分の特別とん積与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件(同五三)

- 除籍が滅失した件(法務四四九)

- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの輸入数量を告示(財務三六七)

- 平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同三六八)

- 平成十八年度の初日から平成十八年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同三六九)

- 関税暫定措置法別表第二の六第二項に係る物品についての平成十八年度における輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動日を定める件(同三七〇)

- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁二三・二四)

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、身体障害者療養施設に準じる施設を定める件の一部を改正する件(文部科学三八)

- 中小企業退職金共済法第二條第四項に規定する業種を指定する等の件の一部を改正する件(厚生労働五一)

- 船員保険法第三十三條ノ十六ノ四第一項の規定に基づき社会保険庁長官の指定する教育訓練の、一部を改正する件(社会保険庁三二)

- 国民年金の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件(同三三)

- 厚生年金保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件(同三四)

- 船員保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件(同三五)

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日を定める件(同三六)

- 租税特別措置法施行令第十七條第二項第四号及び第三十九條の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産一三三)

- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件の一部を改正する件(経済産業二九五)

- 中小企業信用保険法第二條第三項第五号の規定に基づき業種を指定する件(同二九六)

- 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準等の一部を改正する件(環境二二)

- 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する告示(同二三三)

(以下次のページへ続く)

使用済自動車の新資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号イ中「写し」の下に「本報の記載のあるものに限り」とし、「を」を加え、「に」を「に」に改め、「を」を加え、「外国人登録証明書」の写しの下に「と」を「を」に改め、第七十六条第二項第一号中「（限る）」の下に「の写し」を加え、同項第二号中「（船荷証券）」の下に「その他船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類」を加える。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第七十六条第二項の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

○環境省令第二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び振興規則（昭和五十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定に基づき、振興規則施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

環境大臣 若林 正俊

振興規則施行規則の一部を改正する省令
振興規則施行規則（昭和五十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第五十八号の二の付表第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

○環境省令第二十九号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十条第三号及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一号の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

環境大臣 若林 正俊

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第十七条の二第二号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を削り、同条第二号中「健康関係法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加え、同条を同条第一号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

○環境省令第三十号

環境省設置法（平成十一年法律第百一十号）及び環境省組織規則（平成十二年政令第二百五十六号）を改正するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

環境大臣 若林 正俊

環境省組織規則の一部を改正する省令
環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第三号中「統計その他の情報」を「情報（統計を除く）」に改める。

附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

○環境省令第三十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一十号）第二十条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

環境大臣 若林 正俊

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令
地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。
第四号中「第七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。」

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下下、佐賀県において開催される第二十六回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十月二十八日から十月三十一日まで同県へ行幸啓になる。

宮内庁長官 羽田田信吾

九 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十二号）の施行に際し、（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律）の一部を改正する省令
（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

○防衛施設庁告示第八号

防衛施設庁告示第八号
防衛施設庁告示第八号（昭和四十九年防衛施設庁告示第五号）の規定に基づき、昭和四十九年防衛施設庁告示第七号（昭和四十九年法律第百一十号）第三号第二項各号に掲げる施設について、それぞれ番号の強度及びひん度を定めた件）の一部を次のように改正したので、同令第十九号の規定により、告示する。

平成十八年九月二十九日

防衛施設庁長官 北原 隆男

本文中「身体障害者授産施設」を削り、「知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を障害者支援施設及び障害者福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）を行う施設」に改め、「身体障害者授産施設」を削る。

○国家公安委員会規則第二十六号

警察法（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

国家公安委員長 岸 正

警察法施行規則の一部を改正する規則
警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

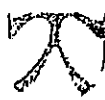
警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

警察法施行規則（昭和二十九法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。



環企発第060929001号

平成18年9月29日

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）御中

環境省総合環境政策局
環境保健部企画課保健業務室



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正等について

平成18年9月29日、公害健康被害の補償等に関する施行規則の一部を改正する省令（平成18年環境省令第29号）が公布され、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部を改正する件（平成18年環境省告示第133号）が告示され、それぞれ平成18年10月1日から施行され、又は適用されることとなった。

これらの改正の内容等は下記のとおりであるので、その実施に遺憾なきを期すとともに、関係方面への周知方について格段のご配慮を願いたく通知する。

記

1. 改正の内容

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正健康保険法」という。）の施行により、平成18年10月1日より特定承認保険医療機関が廃止されることに伴い、公害医療機関として環境省令で定めるものから特定承認保険医療機関を削除したこと（第17条の2関係）。

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の一部改正

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第485号）が告示され、平成18年10月1日から適用されることに伴い、入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとしたこと。

2. 運用上の留意点

(1) 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定について

改正健康保険法の施行により、療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養（食

事並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。)に要した費用については、保険給付として入院時生活療養費が支給されることとなったが、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。)の被認定者が公健法の認定に係る指定疾病(以下「認定疾病」という。)が主たる原因で療養病床に入院する場合にあっては、当該被認定者が70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、食事療養の例により算定した額に1.2を乗じた額を食事療養に係る診療報酬額とすること。

なお、公健法の被認定者が認定疾病以外の疾病が主たる原因で入院する場合にあっては、従前どおり、食事療養に係る診療報酬については療養の給付として算定できないものであること。

(2) 入院料の算定について

公健法の被認定者が認定疾病が主たる原因で療養病床に入院する場合の入院料の算定については、当該被認定者が70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、一般病棟入院基本料により算定すること。

なお、公健法の被認定者が認定疾病以外の疾病が主たる原因で入院する場合にあっては、従前どおり、入院料については療養の給付として算定できないものであること。

○公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局） 第十七条の二 法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。 一、三（略）	（環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局） 第十七条の二 法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。 一、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関 二、四（略）

○公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四〇号）

（傍線の部分は改正部分）

第 1 章	第 2 章	第 3 章
別表	別表	別表
第 1 章 公害疾患特掲診療費 第 1 診察料（略） 第 2 入院料（略）	第 1 章 公害疾患特掲診療費 第 1 診察料（略） 第 2 入院料（略）	第 1 章 公害疾患特掲診療費 第 1 診察料（略） 第 2 入院料（略）
第 2 章 入院中の食事療養に係る診療報酬 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。	第 2 章 入院中の食事療養に係る診療報酬 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。	第 2 章 入院中の食事療養に係る診療報酬 入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。
第 3 章 その他の診療報酬（略）	第 3 章 その他の診療報酬（略）	第 3 章 その他の診療報酬（略）

入

環保企発第060929002号

平成18年9月29日

関係 (県知事) 殿
(市・区長)

環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室



「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律に規定する公害医療機関の診療報酬の請求については、平成9年3月31日環保企第166号本職通知「公害医療機関の診療報酬の請求について」により取り扱われているところであるが、今般、「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成18年環境省告示第133号）が平成18年9月29日に告示され、平成18年10月1日より適用されることに伴い、本職通知の一部を下記のとおり改正し、本年10月診療分から適用することとしたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

記

記のⅠの第2の2の(14)の「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養（以下「食事算定表」という。）」に改めること。

○公害医療機関の診療報酬の請求について（平成9年3月31日環保企第166号）新旧対照表

参考1

改 正 後	現 行
I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項 病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。 第1 (略) 第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱わ れたいこと。 1 (略) 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおり であること。 (1) ～ (13) (略) (14) 「⑨ 食事」欄について 「基準」の「 円× 回」の項には、入院時食事療養費に係 る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定 に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事 療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養（以下「食事算定 表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養 を行った回数に記載し、それらに乘じて得られる額を右側の 「 円」の項に記載すること。	I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項 病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求につい ては、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うも のであること。 第1 (略) 第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱わ れたいこと。 1 (略) 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおり であること。 (1) ～ (13) (略) (14) 「⑨ 食事」欄について 「基準」の「 円× 回」の項には、入院時食事療養費に係 る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労 働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定 表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養 を行った回数に記載し、それらに乘じて得られる額を右側の 「 円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。
 「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。
 なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) ～ (16) (略)

3 (略)

II (略)

III (略)

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。
 「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。
 なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) ～ (16) (略)

3 (略)

II (略)

III (略)

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。）別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
（例） ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
 - (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の

診療開始日を記載すること。

(7) 「転帰」欄について

治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。

なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

(8) 「診療実日数」欄について

入院日数を記載すること。

他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記すること。

(9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点12円）点」欄に点数を記載すること。

(10) 「㊟注射」欄について

注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。

(11) 「㊟画像診断」欄について

画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。

(12) 「㊟入院」欄について

ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「×日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点12円）点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。

なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。

イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。

公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の（1）に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点10円）点」の欄に記載すること。

ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。

エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること）を「（1点12円）点」欄に記載すること。また、「（1点12円）点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「（1点10円）点」の欄に記載すること。

(13) 「小計」欄について

ア 「①」欄には、「（1点12円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

イ 「②」欄には、「（1点10円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。

(14) 「㊟食事」欄について

「基準」の「円×回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活

療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回数」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらに乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。

「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に1.2を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書（入院外）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の（1）から（7）によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点15円）点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑬医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に「初」の記号を表示すること。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあつては、「摘要」欄に「初」の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「⑯注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「⑯皮下筋肉内」及び「⑯静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「⑯その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数

及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「㊟ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㊟ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「㊟その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書については、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。

イ 老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(8) その他

2の(16)によること。

II. 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

(1) 「平成 年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

(2) 「件数」欄について

公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。

(3) 「金額」欄について

公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「㊟」欄の請求金額の合計を記載すること。

(4) 「平成 年 月 日」欄について

公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

(5) 「薬局コード」欄について

厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。

(6) 「公害医療機関の所在地（名称）欄について

公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄について

薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。

(8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について

自治体名を次の例にならい記載すること。

（例） ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄について

調剤の行われた年月を記載すること。

(2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について

公害医療手帳の記号番号を記載すること。

- (3) 「氏名」欄について
 ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
 イ 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
 ウ 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
 公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
 処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せんを交付した医師の氏名」欄について
 処方せんを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について
 調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8) 「処方」欄について
 所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあっては1調剤分）ごとに、調剤した医薬品名、用量（処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあっては1回用量及び1調剤分の投薬全量）、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。
- (9) 「調剤報酬点数」欄について
 「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について
 ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
 イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
 ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について
 調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について
 調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について
 薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について
 「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
 「⑨」欄には、「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10を乗じて得た額を記載すること。
 「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他
 前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和49年総理府令第60号）第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等をいう。）ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書（様式第五号）の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について

訪問看護の行われた年月を記載すること。

- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「ステーションコード」欄について
健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について（平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。）別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
（例） ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項
同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。
- 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
 - (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
 - (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
 - (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
 - (9) 「訪問終了の状況」欄について

症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1 軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2 施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3 医療機関」の、死亡した場合は「4 死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5 その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。

(10) 「死亡時刻」欄について

訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。

(11) 「指示期間」欄について

ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。

なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。

イ 特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「(特別指示期間)」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。

なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を実施した場合にあつては、前月に特別訪問看護指示があつた年月日についても「(特別指示期間)」欄に記載すること。

(12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。

(13) 「主治医の氏名」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(14) 「⑩基本療養」欄について

ア 「⑩」欄について

保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第102号。以下「訪問看護告示」という。)別表の1のイの(1)の(一)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、訪問看護告示別表の1のイの(1)の(二)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

イ 「⑪」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の1のイの(2)の(一)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の1のイの(2)の(二)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ウ 「⑫」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して必要に応じて1日に2回訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の1の注4に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があつた場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれら乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注7に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(15) 「訪問日」欄について

ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。

イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲むこと。

(16) 「②管理療養費」欄について

ア 「⑥管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円+円×日」の項の左側の「円+」の項に訪問看護告示別表の2のイに掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。

イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。

ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。

エ 「②管理療養費の加算」の項には、当該月に算定した、訪問看護告示別表の2の注2に掲げる24時間連絡体制加算及び同注3に掲げる重症者管理加算の額の合計を左側の「円」の項の1行目に記載し、同注4に掲げる地域連携退院時共同指導加算の額については行を改めて同様に記載し、加算の内容を次のとおり記載すること。

(ア) 24時間連絡体制加算を算定した場合は、「②-24」と記載すること。

(イ) 重症者管理加算を算定した場合は、「②-重症」と記載すること。

(ウ) 地域連携退院時共同指導加算を算定した場合は、「②-退院」と記載すること。

(17) 「③情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の3に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18) 「④ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護を前月に行った利用者であって当該月に在宅で死亡した者に対し、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の4に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(19) 「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養費」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

(20) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。